

[委員会からのお知らせ](#)

[第294回 食品安全委員会議事概要](#)

■第294回食品安全委員会会合

日時:平成21年7月16日(木)14:00~15:10

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:13名

議事概要:

(1) 添加物専門調査会における審議状況について

1) 「2-エチル-5-メチルピラジン」に関する意見・情報の募集について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

* 緑茶、ポテトチップ等の食品中に存在し、また、豚肉等の加熱調理及びコーヒー、ピーナッツ等の焙煎により生成する成分です。欧米では焼菓子、ソフト・キャンディー類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

2) 「5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサリン」に関する意見・情報の募集について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

* パン、ココア等の食品中に存在し、また、ヘーゼルナッツ、ピーナッツ等の焙煎により生成する成分です。欧米では清涼飲料、ソフト・キャンディー類等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「ピリミスルファン」に関する意見・情報の募集について

・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

* 除草剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬「フルシラゾール」に係る食品健康影響評価について

・「フルシラゾールの一日摂取許容量(ADI)を0.0014mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。かんきつ及びとうがらしへのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

2) 農薬及び添加物「フルジオキシソニル」に係る食品健康影響評価について

・フルジオキシソニルのADIを0.33mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

* 殺菌剤で、稲、キャベツ、トマト等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準も設定されています。また、防かび目的で収穫後の農作物への使用が見込まれることから、添加物への指定要請がされています。

(4) 企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について

・事務局から説明。

・「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」が、原案のとおり決定された。

(5) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定基準について

・事務局から説明。

・「委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」及び「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」が、原案のとおり決定された。

(6) 平成20年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・平成20年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果が、原案のとおり決定された。

(7) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成21年6月分)について

・6月中に寄せられた52件について事務局から報告。

・主なQ&Aとして「カンピロバクターについての自ら評価」に関する事項が紹介された。

(8) その他

・本年7月、食品安全委員会が新体制になったことに伴い、廣瀬委員が食品健康影響評価技術研究運営委員会の座長となることが決定された。